

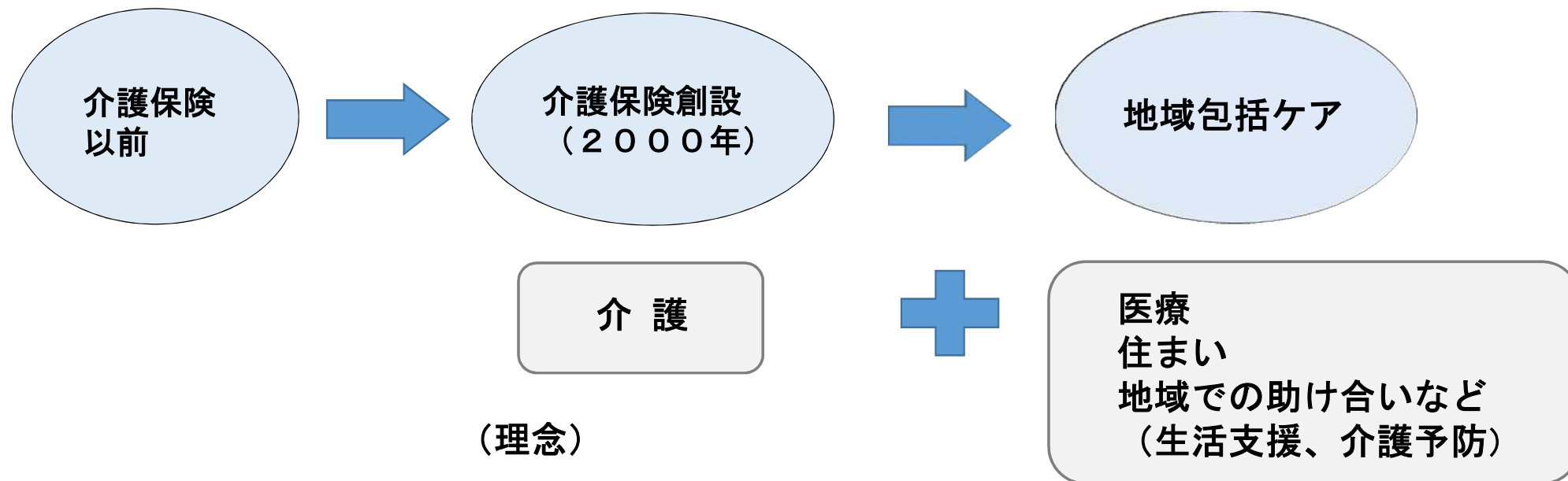
地域共生社会づくりへの道筋

～ 縦割りを超えてその先へ

令和4年6月

蒲原 基道(日本社会事業大学専門職大学院客員教授)

介護保険から地域包括ケアへ



(理念)

① 自立支援

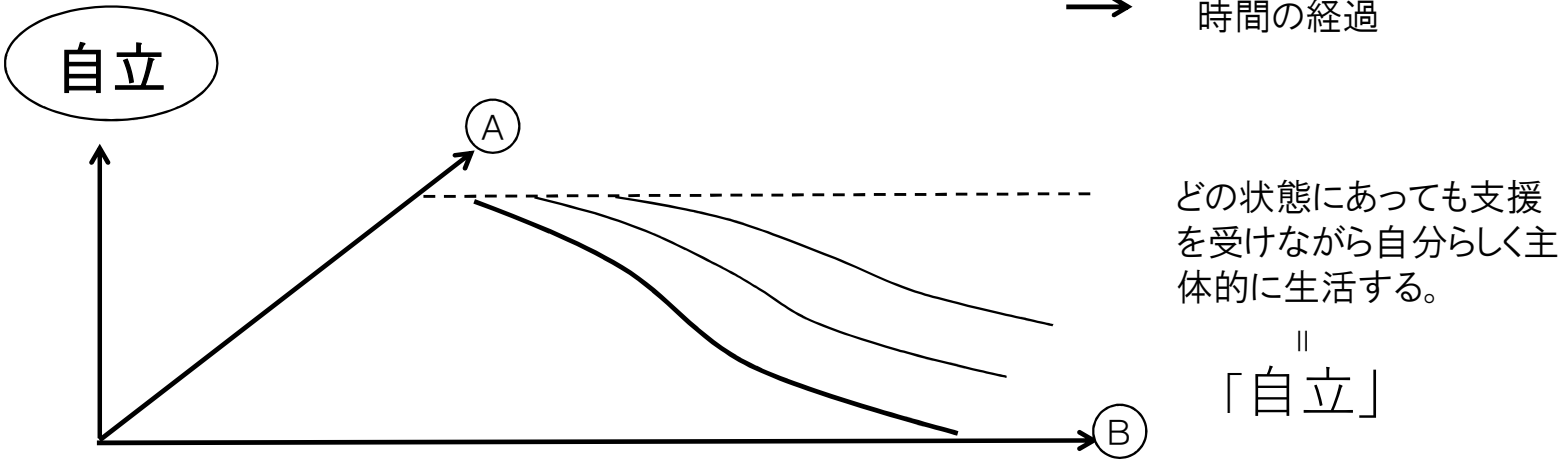
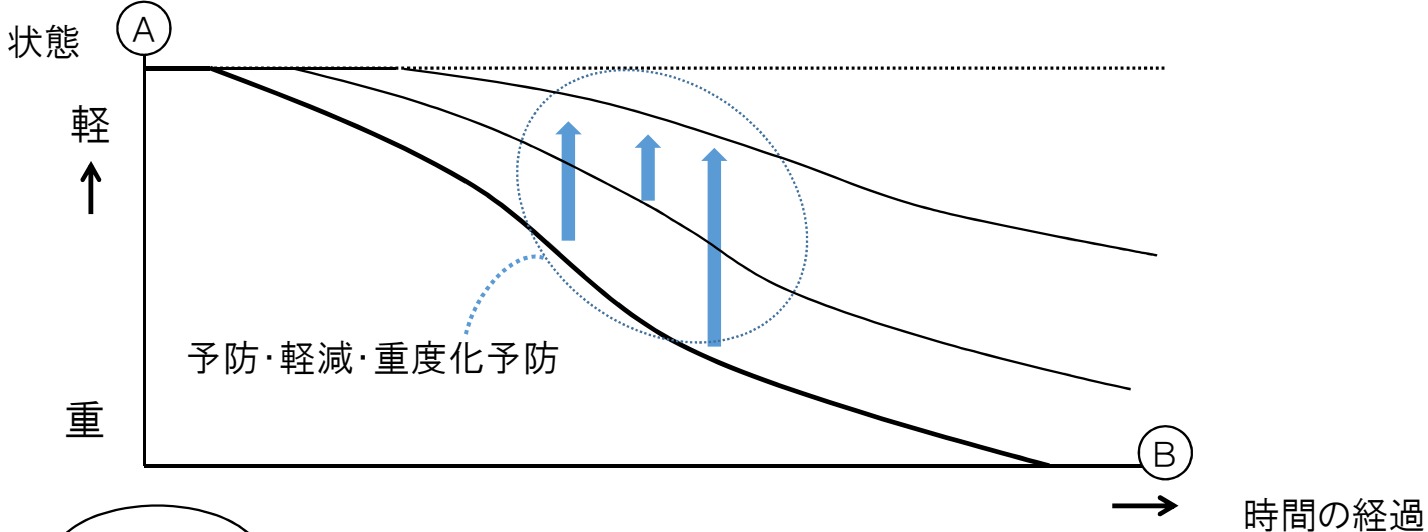
* 自立とは？

- ・ 「自己決定」して、サポートを受けながら自分らしく暮らす
- ・ どんな状態でも「自立」はある

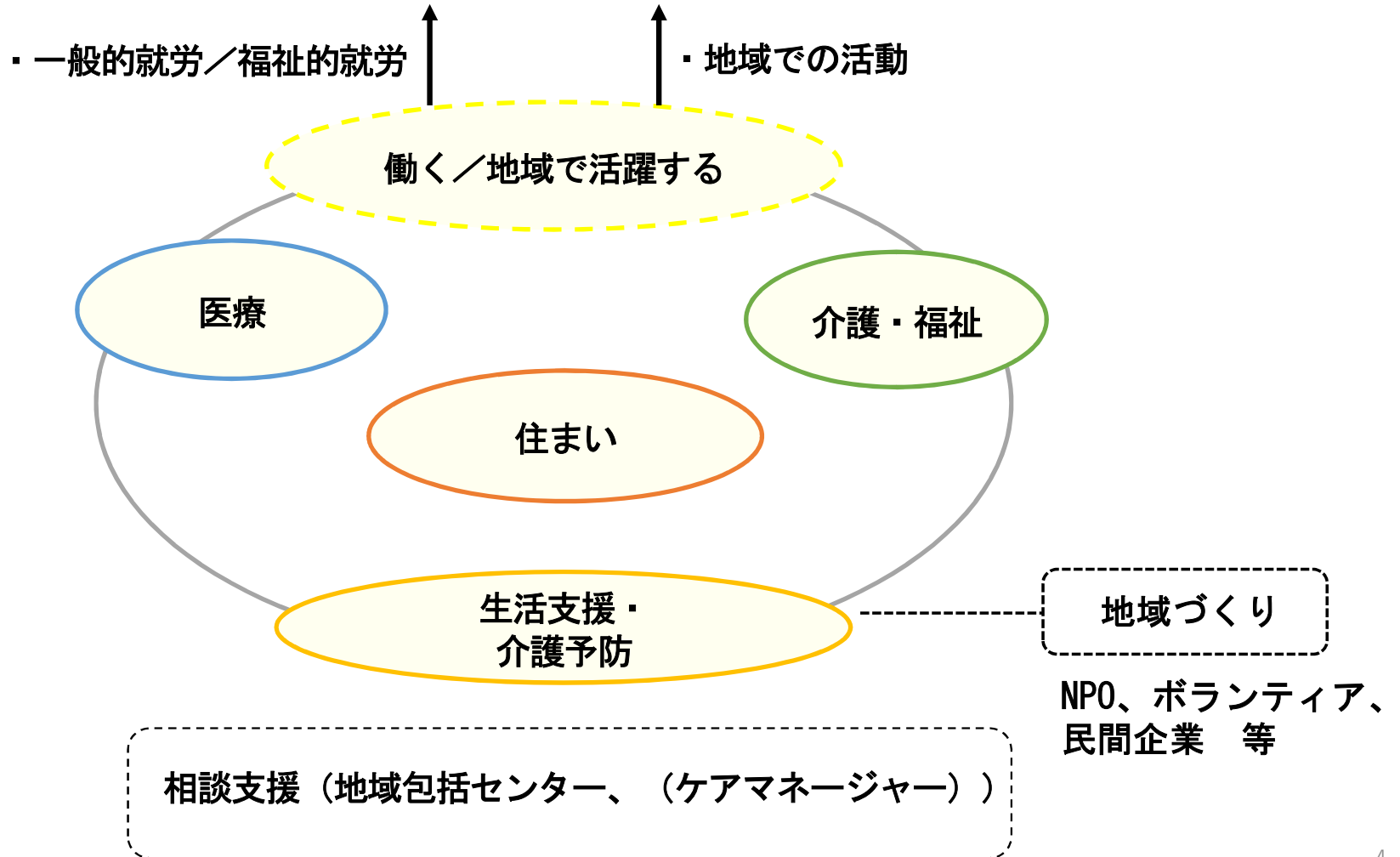
② 利用者本位

③ 社会保険方式

「自立」とは ～本人の状態との関係～

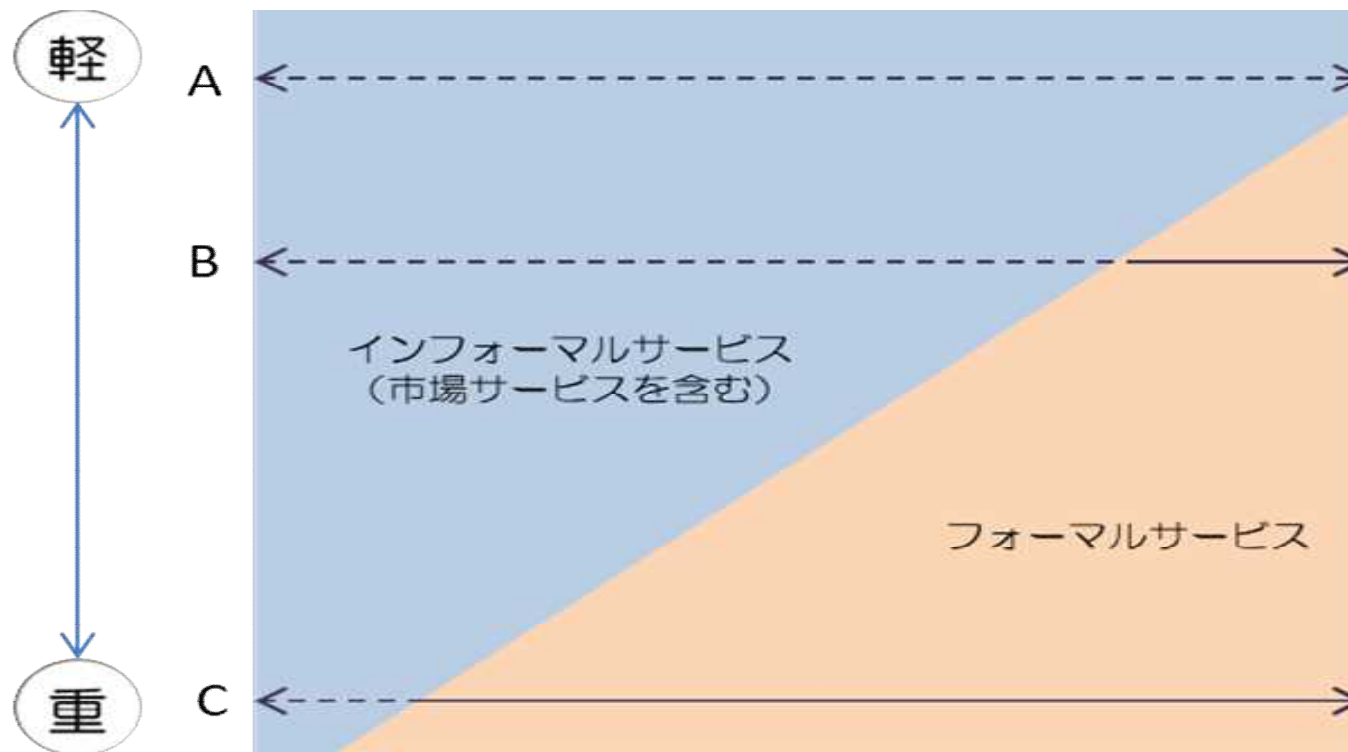


高齢者の地域包括ケアの深化



本人の生活を支える「公的サービス」と「民間の助け合い・市場サービス」

- ・ フォーマルサービス = 公的サービス (医療・介護等)
- ・ インフォーマルサービス = NPO等の助け合い + 市場サービス



高齢者の地域包括ケアと移動支援

○高齢者の自分らしい暮らし(「自立」)を支える観点から、本人のさまざまな活動の場所への移動の支援が不可欠。これは、本人の介護予防等にも有効。

活動 公的サービス(介護) ← デイの送迎、訪問D

地域での活動

日常生活(買い物、通院等) ← ???

地域の互助への参加 ← ???

- 移動支援の方策
- ① 市町村事業(例えば、訪問Dの対象拡大)
 - ② 福祉有償、許可・登録不要の互助活動
 - ③ 民間の工夫(愛知県豊明市「チョイソコ」等)

○ 地域での移動支援の仕組みづくりの支援

→ 市町村の関与(庁内関係部局の参加、生活支援COの活用)

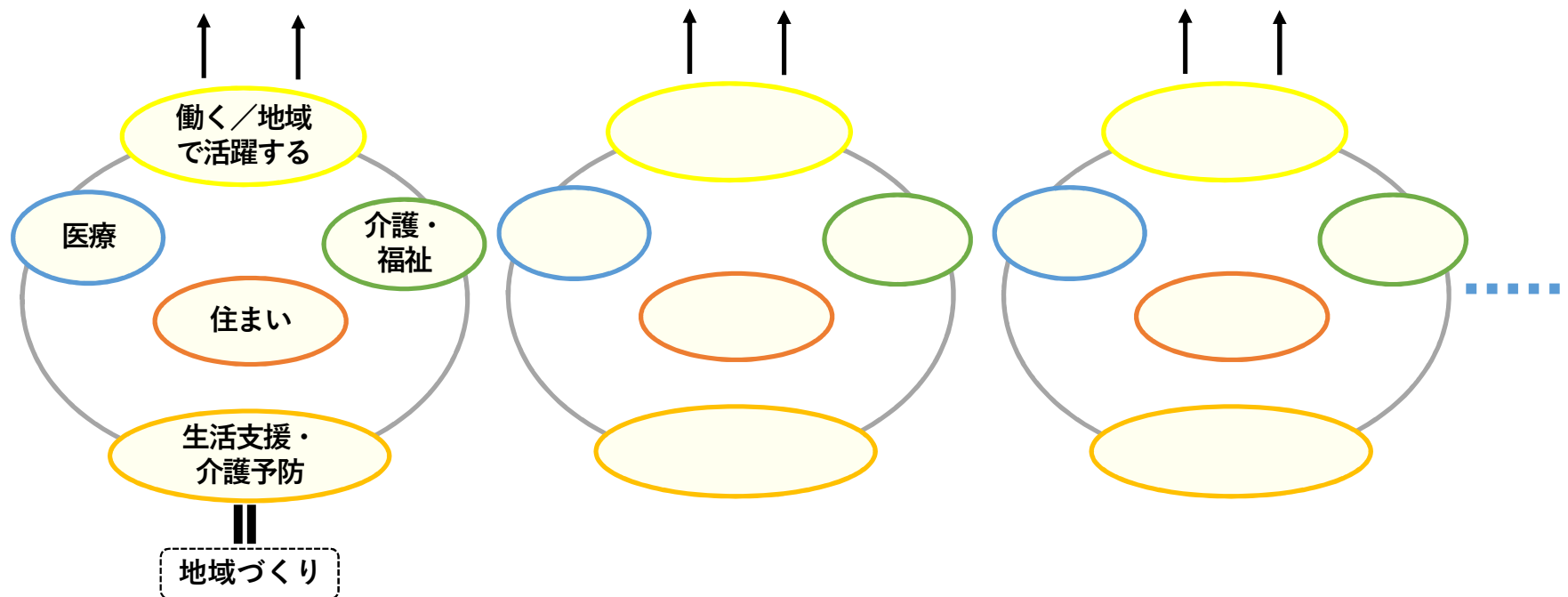
→ 人材確保(元気高齢者の介護予防の観点等)

様々な人に対しての地域包括ケア

高齢者

障害者

病気の方



高齢者

障害者

病気の人

子育て中の人

すべての経済・社会活動の場としての地域

働く／地域
で活躍する

医療

介護・
福祉

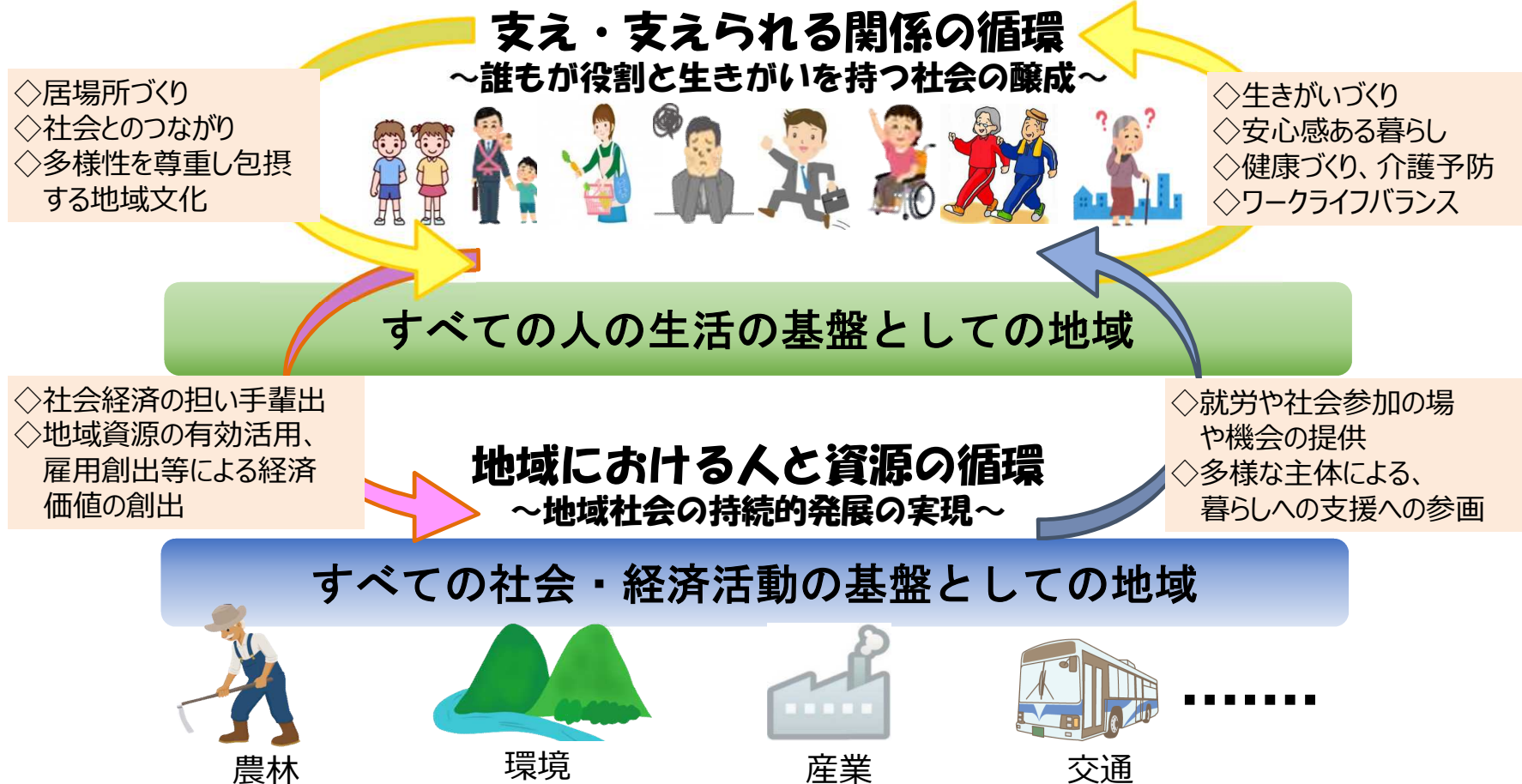
住まい

生活支援・
介護予防

すべての人の生活の基盤としての地域

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



地域共生社会の基本コンセプト

- 「支える側、支えられる側という関係を超えて」
（「支える側」と「支えられる側」が固定しない）

個人の視点 支えられながら、支える

人と人の関係の視点 . . . 相互に支え合いながら、生きる

- 「すべての人」



そのための分野横断的支援（公的サービス＋就労等支援、地域づくり）

地域共生社会と移動支援

- 地域共生社会づくりに向けて、サポートを要するすべての人が自分らしく暮らすために、その人の様々な活動を支える「移動支援」が必要。
 - * 高齢者の地域包括ケアにおける「移動支援」の必要性と同じ。

- 住民が担い手となる、福祉有償や許可不要の互助活動は、支えられる人と支える人が固定せず(→現在支えている人が今後支えられる側になる)、地域共生社会の理念にあっている。

- 地域共生社会づくりに向けて、新たに制度化された、重層的支援事業
(①相談支援、②地域づくり、③参加支援)の活用
 - * 「移動支援」について、②、③で支援できないか。まずはモデルづくりから。

- 最近の、孤立・孤独対策の観点からも、重要。

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。

○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

令和3年4月1日施行

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
 - ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)
- (狭間のニーズへの 就労支援 見守り等居住支援 対応の具体例)

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

I～IIIを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による支援を実施

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行**を行う。

現行の仕組み

- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困窮分野の相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を問わない
 相談・地域づくりの
 実施体制

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

